保育所・認定こども園の利用に伴う現況届のお願い

保育所・認定こども園などの保育施設を利用している方は、現況届を提出する必要があります。

この現況届は、引き続き保育認定を受けられるかを確認するものです。現況届を提出しない場合、認定を取り消される場合もありますのでご注意ください。

対象者には個別に通知していますので、必ず期間内に手続きを行ってください。

対象者　令和６年５月１日時点で保育所、認定こども園を利用している保護者
※令和６年４月以降に利用申請を行い、５月以降に利用を開始した方は対象外です。

提出期間　６月３日(月)～６月28日(金)※土、日を除く

提出先　上毛町役場　子ども未来課
※受付場所などの詳細については個別通知をご確認ください。

●問い合わせ先　子ども未来課　子育て支援係　TEL 72-3127(内線227)

狩猟免許試験等に関するご案内

狩猟免許試験及び予備講習会を次のとおり実施されます。
※無免許での鳥獣の捕獲は法律で禁じられています。狩猟などで鳥獣の捕獲を行う場合は狩猟免許が必要です。

【予備講習会】
■日　　時　６月16日(日) 9:00～16:00
■会　　場　東谷興農会館(北九州市小倉南区木下670-1)
■必要経費　3,600円(受講料2,000円、例題集1,600円)

●問い合わせ先
豊築猟友会事務局
TEL 090-4353-7090

令和６年度狩猟免許試験の3項目に記載があります　HP

【試験】
■日　　時　６月20日(木) 9:00～17:00
■会　　場　福岡県行橋総合庁舎
(行橋市中央１丁目２番１号)
■申請期間　６月５日(水)まで

HP　申請書等様式があります

【免許更新適性検査】
■日　　時　７月17日(水)・18日(木) 9:00～(1時間程度)
■会　　場　福岡県行橋総合庁舎
(行橋市中央１丁目２番１号)
■申請期間　７月５日(金)まで
※免許更新講習の時間については申し込み後に農林事務所からお知らせがあります。

HP　申請書等様式があります

●問い合わせ先
行橋農林事務所　農山村振興課
TEL 0930-23-0381

狩猟免許取得支援補助金について

町では、イノシシ・シカなどの有害鳥獣による農作物被害対策の一環として、有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の新規取得にかかる経費の補助を行っています。

■補助対象者
次の３つの項目を全て満たす方
・上毛町に住所を有する方
・令和６年度に新たに狩猟免許(わな猟・銃猟)を取得する方
・免許取得後、上毛町内の猟友会に入会し、上毛町が行う有害鳥獣捕獲に従事することができる方

■補助金対象経費
・例題集代
・医師診断書料(狩猟免許試験申請時添付用)
・ハンター保険代(町指定のハンター保険)

■申請方法
狩猟免許取得後の申請となります。
必要書類を用意し、産業振興課まで提出ください。

■必要書類
・申請書(産業振興課で配布しています)
・取得した狩猟免許の写し
・経費に係る領収書の写し

●問い合わせ先
産業振興課　農政係
TEL 72-3151(内線182)

児童手当制度のご案内

～６月は支給月・現況届の提出月です～

支給対象　中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の３月31日まで)の児童を養育している方

支給額

児童の年齢	児童手当の額(１人当たり月額)
３歳未満	15,000円(一律)
３歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円) ※「第３子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の３月31日まで)の養育している児童のうち、３番目以降をいいます。
中学生	10,000円(一律)

所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が、①所得制限限度額以上、②所得上限限度額未満の場合は、特例給付として児童１人当たり月額5,000円(一律)を支給します。

(例)扶養親族が児童２人の受給者の場合：①所得制限限度額698万円、②所得上限限度額934万円

※②以上の場合、児童手当は支給されません。【資格消滅となります】
※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

現況届　現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

上毛町では、受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則「不要」としています。ただし、以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

〈現況届の提出が必要な方〉
①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が上毛町と異なる方
②上毛町に戸籍や住民票がない児童(無戸籍児童)を養育する方
③離婚協議中で配偶者と別居されている方
④未成年後見人、施設等の受給者の方
⑤その他、上毛町から提出の案内があった方

〈その他の届出〉
以下の変更事項があった方は子ども未来課に届出てください。
①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき
(他の市区町村や海外への転出を含む)
③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
⑤受給者の加入する年金が変わったとき
(受給者が公務員になったときを含む)
⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

●問い合わせ先　子ども未来課　子育て支援係　TEL 72-3127(内線229)